

沖縄県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に関する審査基準

平成 30 年 4 月 27 日制定

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 59 条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に係る審査基準は以下による。

1 支援業務の実施に関する計画の基準（法第 59 条第 1 項第一号関係）

職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであることについて、次の各号に適合すること。

- 一 支援業務の実施のために必要な組織体制、人員体制を確保していること。
- 二 沖縄県居住支援協議会が実施する沖縄県あんしん賃貸支援事業において、あんしん賃貸支援団体として登録されている等、同協議会との連携体制が整っていること。
- 三 支援業務を行う区域が定められていること。
- 四 支援業務の対象となる要配慮者の範囲が定められていること。
- 五 特定の者につき不当に差別的な取扱いを行わないものであること。

2 経理的及び技術的基準（法第 59 条第 1 項第二号関係）

前項の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることについて、次の各号に適合すること。

- 一 支援業務を行うに十分な財源を有していること。
- 二 法人として債務超過の状態にないこと。
- 三 原則、申請時において住宅確保要配慮者に対する居住支援業務を 2 年以上継続していること。

3 知識及び能力並びに財産的な基礎に関する基準（法第 59 条第 1 項第三号関係）

法第 62 条第一号又は第五号に掲げる業務を行う場合には、国土交通省令第 29 条各号に適合すること。

4 役員又は職員の構成に関する基準（法第 59 条第 1 項第四号関係）

役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることについて、役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が次の各号に適合すること。

- 一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人でないこと。
- 二 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者でないこと。
- 四 法第70条第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者でないこと。
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- 六 債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和58年法律第32号）第21条第1項（同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項及び第24条の6において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- 七 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- 八 指定の申請前2年以内に支援業務に関し不正又は著しく不当な行為をした者でないこと。

5 支援業務の公正な実施に関する基準（法第59条第1項第五号関係）

支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであることについて、次の各号に適合すること。

- 一 他の業務を実施する組織との間に適切な分離がなされていること。
- 二 法第66条第1項各号に掲げる業務ごとに区分経理がなされていること。

6 その他の基準（法第59条第1項第六号関係）

前各項に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであることについて、次の各号に適合すること。

- 一 定款等において支援業務を実施するために必要な記載がされていること。
- 二 申請に係る支援業務の実施について意思決定されていること。
- 三 支援業務に対し要配慮者からの苦情を受け付けた場合、迅速かつ適切な対応がなされるものであること。
- 四 業務運営上知り得た個人情報の取扱いについて、内部規則等で具体的な取扱いが定められている等の適切な個人情報管理のための措置がなされていること。

附 則

この基準は平成30年4月27日から施行する。

附 則

この基準は令和 7 年 10 月 1 日から施行する。